

日・EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルの提言に関する

欧州委員会業務経過報告書(2001年)

2002年3月/4月

目次

	ページ
目次	2
<u>概要</u>	
1. 京都議定書	3
<u>WP1：貿易と投資</u>	
2. 規則および規制の共通化	5
3. 欧州会社法	6
4. 合併に関する指令	7
5. 年金コスト	9
6. ビザおよび就労許可	10
7. 関税および関税分類	11
8. 反ダンピング	13
<u>WP2：会計と課税</u>	
9. 国際会計基準（IAS）	15
10. 財政の共通化	17
11. 連結税制	19
12. 移転価格税制	21
13. 電子商取引課税	22
<u>WP3：標準化</u>	
14. IMT2000 標準化	24
15. 自主基準の共通化	26
16. 先願主義対先発明主義	28
<u>WP4：MRA</u>	
17. 相互承認協定（MRA）	29
18. 医療機器の相互承認協定（MRA）	31
<u>WP5：電子商取引</u>	
19. ローカル・ループ・アンバンドリングと時間制相互接続料金	32
20. GBDe 支援	34
21. GBDe：著作権侵害の場合の通知および除去手続き	36
22. GBDe：トラストマーク計画	37
23. GBDe：市民提言活動グループ	38
24. GBDe：IPR 保護	39
25. 電子署名および捺印	40
26. ビジネスモデル特許	41
<u>WP6：WTO</u>	
27. WTO 新ラウンド	42

1. 京都議定書

1. 勧告の総括

地球環境問題の解決には世界各国の協力が必要である。京都議定書に関しては米国政府の参加が不可欠であり、その実現に向けて、ラウンドテーブルは、日本及び EU 当局に対し協力を要請する。

2. 実現された措置およびその現状

京都議定書による条約の履行を約した国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 締約国は、2001年7月17日から27日にボンで開催された COP6 再開会合において、京都議定書の実施に向け、重要事項について満場一致で合意した。更に、2001年10月29日から11月10日にマラケシュで開催された COP7 では、当該締約国はかかる重要事項の実行に向けて一連の法的決定を行い、これにより全締約国による京都議定書の批准が可能となった。日本および EU は、以上2つの合意に向けて緊密な協調を行い、京都議定書に基づく気候変動と取り組むための国際的な枠組みに復帰するよう、ともに繰り返し米国に働きかけた。また、2001年12月8日にブリュッセルで行われた第10回 EU-日本サミットでは、EU-日本間の協力に向けた行動計画が合意された。EU-日本間の協力作業の重要な活動には、京都議定書を確実に発効させるために更に努力すること、および京都議定書への全諸国の実際的な参加に向けて EU-日本間で協力を進めることが含まれている。

2001年10月23日に欧州委員会は、欧州共同体による京都議定書批准に向けた提案を行った¹。2002年3月4日、欧州理事会はこの提案に基づき、欧州共同体による京都議定書批准を法的に決定した。この決定では、持続可能な開発に関する世界サミット開催に向けて京都議定書の発効を促進するために、欧州共同体並びにその加盟国が2002年6月1日までに国連本部に批准文書を同時に寄託することが定められている。この決定と同時に欧州理事会は、全諸国に対し京都議定書を遅滞なく批准するよう改めて求めた。

3. 今後の実施見通し

京都議定書は、その実施を約している全締約国によって批准されるものと見なされており、現在までのところ UNFCCC の 50 の締約国によって批准されている。日本および EU を含むその他の締約国も近い将来に京都議定書の批准を行う予定であり、従って同議定書は

¹ COM(2001)579 最終版

2002 年中に発効される見込みである。

欧州共同体並びにその加盟国は、温室効果ガスの排出に対する施策を引き続き実施しており、欧州委員会は欧州気候変動プログラムを通して、温室効果ガスの広範囲の費用効果的削減方法を特定している。2001 年 10 月に欧州委員会は、EC 排出権取引制度（2005 年に開始、全二酸化炭素排出量の約 46%を対象とする）を確立するための指令を提案した²。同時に同委員会は、この先 2 年以内に提案されるであろう一連の施策を記した「欧州気候変動プログラムに関する通知」を発行した³。こうした施策には、フッ素ガスの抑制と使用、使用済み設備のエネルギー効率、コージェネレーションの促進に関する施策や、輸送手段のバランスのシフト、インフラストラクチャの利用と輸送の価格設定に関する改善の提案が含まれている。域内電気市場における再生可能エネルギーの促進に関する指令も、欧州理事会及び欧州議会によって合意された⁴。欧州委員会は、建物内でのエネルギー効率に関する指令⁵と、バイオ燃料の促進に関する指令⁶も提案している。

² COM(2001)581 最終版

³ COM(2001)580 最終版

⁴ 指令 2001/77/EC

⁵ COM(2001)226 最終版

⁶ COM(2001)547 最終版

2. 規則および規制の共通化

1. 勸告の総括

透明性、中立性、説明責任、一貫性、予見性、効率性、および独立性の原則をもって、規制面での手順を踏むべきである。

2. 実施された措置およびその現状

規制の改善分野での欧州委員会のアジェンダは、過去1年の間に大いなる進展を遂げた。規制環境を改善するための多数の措置が、**欧州統治白書**⁷およびラーケン欧州理事会に提出された**規制環境の改善と簡素化に関する通知**⁸において提案されている。こうした措置は共同体による活動のライフサイクル全体を対象としており、具体的には、関係者や市民社会との対話を促進し、提案されている共同体活動の予測される費用と恩恵の評価法を改善し、既存法規の簡素化を早める必要性などの問題が挙げられる。

2002年3月に、**ビジネス影響度評価（BIA）パイロットプロジェクト**の最終報告書が提示された⁹。同プロジェクトでは、既存のBIAシステムの重要な要素が、特に外部の諮問、経済分析及び組織構造に関して見直されており、上記のラーケン欧州理事会に出された通知に概説されていたように、新たな首尾一貫した影響評価手法を2002年末までに確立するための教訓が引き出されている。

3. 今後の実施見通し

上記のイニシアティブおよび、その他のEU機関、関係者、その他の当事者との間で行われた関連協議のフォローアップとして、**欧州委員会は2002年6月までに、規制環境の簡素化と改善のための詳細な行動計画を提案する予定である。**

この行動計画とともに、欧州委員会は**新たな影響度評価制度**（本年度末までに実施予定）**に関する通知**を出すことにしており、これには持続可能性の側面が含まれると見込まれる。バルセロナの欧州理事会では、この分野での欧州委員会の計画に注目が払われた。

⁷ COM(2001)428

⁸ COM(2001)726

⁹ http://europa.eu.int/comm/enterprise/regulation/bia/ppbia_en.htm

3. 欧州会社法

1. 勧告の総括

欧州会社法を早期に採択、実施する。

疑問点：

- －本文の発効までになぜ3年を要するのか？
- －指令に関して、法律を制定するのは各加盟国ではないのか？ もしそうであるなら、そのための期間はどの程度かかるのか、あるいは期限は制限されるのか？
- －上記本文には、例えば他の EU 加盟諸国に立地する子会社との損益の相殺や一律の会社登録に関する条文や、EU 全土で操業している企業に有利な条文が含まれるのか？

2. 実現された措置およびその現状

欧州会社法を統治する指令および規則は、いずれも 2004 年 10 月 8 日に発効する。加盟国はこの日付までに、かかる指令を国内法規に変換しなければならない。

一律の会社登録は行われたい。欧州会社は、各国の国内規定に従い、国内登記簿におけるいずれの株式会社とも同様の登録を受けなければならない。

損益の相殺は、欧州会社法を統治する指令及び規則の規定対象外である。他の EU 加盟国に立地する子会社との損益の相殺に関する指令の欧州委員会提案は、まだ欧州理事会による採択を受けていない。しかしながら、支店に関し大半の加盟国の法律では、外国で操業する支店の被った損失を欧州会社の得た利益によって相殺することが認められている。このような相殺は、まだ子会社では行えない。欧州会社は、合併後にそれまでの子会社に代わって支店で構成されることになるため、上記国内法規の規定の恩恵を受けることができるだろう。

3. 今後の実施見通し

欧州会社法は、2004 年 10 月 8 日より全加盟国において利用可能となる。

4. 合併に関する指令

1. 勧告の総括

合併に関する指令の適用範囲を拡大し、現地企業の組織を欧州本社の下での支店組織に変更するなど、グループ間の再編にも適用できるよう取り計らうべきである。

キャピタルゲイン税の問題にも取り組むべきである。

2. 実施された措置およびその現状

一般に、国際間の合併に関する限り、合併に関する指令は適用範囲が限られている点においても具体的な運用面においても十分とは言えず、2001年10月に欧州委員会が発表した企業課税に関する調査でもこの点が検討されている。

指令の現在の内容では、合併と分割に関しては、キャピタルゲイン税の据置きは、移転側企業の属する加盟国に立地する恒久的事業所と実際的に関連し続ける資産に限られている。そのため、持株会社の合併と分割は規定の対象外とされる。

問題が多いとされている再編業務に関しては、資産の移転に関する一般的な移転税及びキャピタルゲイン税制を巡り、状況は複雑さを増している。欧州委員会は現在、合併に関する指令の適用範囲を拡張・改善するための方法について加盟諸国との協議を進めている。再編に関するその他の問題には、資産の移転に関する一般移転税がある。国際間の再編業務（特に不動産関連）に関して生じる具体的な移転税に関する記述を、キャピタル税に関する指令（69/335/EEC および 85/303/EEC）に含めるべきである。

問題の根底は、現行のEU会社法はEU内での国境を越えた合併を考慮しておらず、そのために合併に関する指令の適用が実際には資産の移転と株式の交換に限られている点にある。欧州会社法が最近になって採択されたことは、この問題に取り組む上で役に立つと考えられる。合併に関する指令が適用される会社のリストを修正し、欧州会社も含まれるようにすべきである。それまではこの新たな法的形態は指令の対象外であるため、指令に規定されている税法上の恩恵を受けることができない。

欧州委員会は、1993年に既に指令修正提案を出している（COM(93)293）。最近の欧州委員

会通知である「税制上の障害のない域内市場に向けて—EU 全土の活動に対し、企業に連結法人税基盤を与えるための戦略」 COM(2001)582) およびこれに伴う調査書「域内市場における企業課税」 SEC(2001)1681) では、より広範囲の企業、税金、および取引を対象に含めるために指令を拡張・改善できる様々な方法があることが示されている。

3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、2002 年中に行われる加盟諸国との技術協議後に、合併に関する指令の拡張に向け、既存の提案に必要な修正の上程を優先的に行うことにしている。

5. 年金コスト

1. 勧告の総括

将来的に単一の EU 社会保障制度を創設することを視野に入れ、その間に日本及び特定の EU 加盟国は、交渉を通じ、年金コストの二重払いから生じる費用を引き下げるべきである。

欧州理事会がドイツと英国以外の加盟国に対し、日本と社会保障協定を結び、公的年金コストの二重支払いの問題を解決するように促すことが期待される。

2. 実施された措置およびその現状

社会保障分野における EC 規定、特に規則 (EEC) 1408/71 は、各国の保障制度を調整してはいるが、共通化はしていない。

そのため加盟諸国は、同規則に定められた待遇の平等性および非差別性の基本原則を厳守する限り、提供する給付金の種類、受給資格の条件、および給付額などを含め、独自の社会保障制度の詳細を自由に決定できる。

欧州委員会が 2001 年 4 月 19 日に、「国際間の従業員年金給付に対する税制上の障害の除去」に関する通知 (COM(2001)214 最終版) を発表したことも、注目に値する。

3. 今後の実施見通し

上記第 2 項で言及した EC 規則は、現在までのところ欧州連合または欧州経済地域の加盟国の国民に対してのみ適用されている。したがって欧州委員会は、合法的に加盟国に滞在し同国の法律に基づいて社会保障拠出金を支払っている第三国の国民への拡大適用を図る意味で、規則 1408/71 を修正する理事会規則を提案した。同規則が修正されれば、日本の国民に対しても拡大適用されることになる。

2001 年 10 月 8 日の理事会での討議を受けて、またストックホルム欧州理事会で出された指示に従い、同理事会は結論という形で、規則 No 1408/71 の近代化のためのパラメータ (基本原則) を定めた。これら 12 のパラメータが、同規則の今後の改革基盤となる。

6. ビザおよび就労許可

1. 勧告の総括

加盟国レベルでの差別的かつ不透明なビザおよび／または就労許可に関する規則の問題を、速やかに解決すべきである。

欧州委員会は加盟国に対し、自国のビザおよび就労許可の取得に関する手順をできる限り早急に改善するよう奨励すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

EUの国民に関して、労働者の自由な移動に関する共同体法には、居住許可付与の時限が設定されている。指令 64/221/EEC には、最初の居住許可の付与または拒否の決定はできる限り早く行い、少なくとも許可申請日から 6 ヶ月以内に行うべきであることが規定されている。また、指令 68/369/EEC には、居住許可取得手続きは、申請者の締結した雇用契約に基づく雇用期間の速やかな開始を妨げることがあってはならないと規定されている。

3. 今後の実施見通し

第三国の国民に関しては、現在のところ、加盟国がその入国、居住および雇用に関する規則と条件を決定しており、その傾向は当面続くと見られる。

7. 関税および関税分類

1. 勧告の総括

1. 関税：高い関税は、革新的な日本製品の競争価格での導入を阻害し、最終的には欧州の消費者に害を及ぼすことになる。消費者電子製品の関税（EU は 14%、日本は大半の製品について 0%）、乗用車の関税 EU は 10%、日本は 0%、米国は 2.5%）など、工業製品にはその他の先進諸国と比較し、EU では極めて高い関税が課せられている。こうした高い関税率を引き下げるべきである。

2. 関税の分類：関税率を上げる目的で関税の分類を意図的かつ恣意的に変更することも、問題である。この種の措置は、デジタルおよびマルチメディア技術に関する製品の場合に特に頻繁に見受けられる。関税率の分類を故意あるいは恣意的に変更すべきではない。

消費者電子製品と IT 関連製品を区別することは極めて困難である。こうした状況下、消費者電子製品の高い関税（EU は 14%）が意図的な関税の分類を誘発している。現行の HS レビューサイクル（HS2007）において、消費者電子製品と IT 関連製品の関税分類規則を明確化する必要がある。

関税の分類は各 EU 加盟国が別個に実施しており、EU としての統一分類規則が求められる。企業が EU の「品目表委員会」に関税分類の明確化を求めた場合、その完了に長期間を要し、しかも明確化の手順は透明性に欠けているのが現状である。この状況を改善すべきである。

3. 欧州と日本間に残されているその他全ての関税、規定数量、投資に関する規制を撤廃すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

1. 関税：東京会合からの勧告は、関税に関する状況について部分的な偏った見方を示している。EU は非農産物の輸入では市場を開放しており、その国境関税の単純平均税率はその他の先進工業国のレベルに匹敵する 4%となっている。EU の消費者電子製品と乗用車に対する関税は、これらの製造部門の敏感性を反映したものであって、EU の関税構造全般を正しく表しているものではない。日本は、非農産物については平均して低い

関税率を課している一方で、EU が輸出に関心のある部門（飲料、繊維および衣服、靴、一部の化学薬品および科学機器など）についてはかなり高い最高関税率を課している。

2. **関税の分類**：EU 関税制度の製品分類に関する声明は、分類の目的を誤解してなされたように思われる。EU における分類は、HS 品目表に対応する共同体細分の関税率に基づいているのではない。分類の目的は、関税の軽減措置を阻害することでも、適切な貿易交渉なしに新たな関税の軽減措置を行うことでもない。むしろ、分類は HS 規則に従って行われており、EU 関税制度で用いられている品目表で正しい見出しを見つけられるようにすることをその目的としている。この点に関し、EU は WCO 分類規則を完全に遵守しており、その決定事項を全て実施している。

3. 今後の実施見通し

新ラウンドにおける非農産物に対する多国間市場アクセス交渉の開始は、EU および日本双方に全体的な関税率と最高関税率を引き下げる機会をもたらす、全WTO加盟国を対象に関税構造の共通化と簡素化が進められることになるだろう。

技術の進展と産業の収束化によって、多数の製品分類について課題が生じている。HS 品目表の近代化がおそらく必要とされよう。EU は明らかに、現在の HS レビューサイクル（HS2007）に第 84、85 および 90 章（多数のデジタル製品を対象としている）を含めることに賛成である。

8. 反ダンピング

1. 勧告の総括

反ダンピング規則の適用は、反ダンピング調査の初期の段階においても、対象企業にとっては多くのエネルギーと費用を要するものであるため、慎重に行われなければならない。また、その適用は貿易と投資の流れを阻害し、関連企業（最終的に被害を受ける欧州の消費者を含む）に深刻な影響を及ぼすものである。

反ダンピング調査では対象製品の範囲を厳しく限定すべきである。

反迂回措置は撤回すべきであり、この問題はWTO 作業部会による詳細な取扱いを受けるべきである。

2. 実施された措置およびその現状

ダンピング慣行を不正慣行と見なし、多数の要件が満たされることを前提としてかかる慣行への対抗措置を取ることを、加盟国に対し認めている WTO 協定に完全に準拠して、EU は反ダンピング調査を行っている。ダンピングという不正な貿易慣行が国内産業を害する要因となる場合には、適切な措置によって対抗することができる。このような措置の目的は競争者間で平等な立場を取り戻させることにある。反ダンピング調査において EU は、かかる調査の対象となる消費者と利用者の立場を十分に考慮している。

調査される製品の範囲については、前述の通り、EU は国際規定に完全に準拠した反ダンピング手段を適用している。

反ダンピング手段の使用に関し、貿易が盛んな地域においては軋轢も生じ易いことは、注目に値する。EU は世界最大の貿易区域であるため、多数の反ダンピング調査が実施されているのも当然である。しかしながら、相対的に見て EU は、反ダンピング手段の穏健な使用者である。

反迂回の問題に関しては、EU 並びにその主要な貿易相手国、特に米国は、数年前から自国の法律に反迂回に関する具体的な規定を含めている。迂回措置に関する明確な規定はないものの、迂回の問題をその解決のためWTO 反ダンピング委員会に差し向けたマラケシュ閣

僚会議の決定は、「できる限り早急にこの地域において一律の規則を適用することが望ましい」としている。これは、WTO 加盟国の当時の反迂回規定・慣行を全て理解したうえで合意されたものである。

3. 今後の見通し

反ダンピング規則は既に慎重に適用されており、今後もそうあり続けるだろう。このような状況のもと、対象製品の範囲は既に厳しく定義・限定されている。

反迂回措置は撤回されるべきではなく、この点から生じる問題の解決を図るべきである。EU は、WTO 内の専門部会においてこの作業を継続することになっている。公平に見て同部会の作業は、このような建設的な考え方に基づいて全加盟国によって推進されてきたとは言えない。

9. 国際会計基準

1. 勧告の総括

IOSCO は、国際会計基準委員会（IASB）で確立された国際会計基準（IAS）を承認した。これに伴い、IAS を資本市場における国際間の上場向けに早急に受け入れるべきである。

IASB は、米国の代表者と共に日本およびEU の代表者を上級レベルで含めることによって強化され、かかる代表者による IASB 活動の共同支援が可能になるだろう。

欧州委員会は、自己基準への IAS の適応を促進するものと期待される。各国の状況を考慮せずに時価会計を全面的に実施することについては、新たなIASB で慎重に議論されるべきであり、必要な変更を行わなければならない。EU-日本ビジネスダイアログ・ラウンドテーブル（EUJBDRT）の席において、IASB の評議会、審議会、理事会のメンバー、日本や EU からの企業人などの間である程度活発に意見交換を行った後に、より適切な IAS を確立すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会は、規制市場の全 EU 上場企業に対し、2005 年以降その連結会計に IAS（国際会計基準）を用いるよう求める規則（COM(2001)80 最終版）に関する提案を行った。

同委員会は、非上場企業が用いている国内 GAAP 間や、個々の計算書と承認された IAS の収束を奨励するために、会計指令の近代化の提案を行おうとしている。

3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、国際間の上場に IAS を用いるとの勧告を支持する。

IAS 規則に対する欧州議会からの圧倒的な支持により、夏前に公式に採択される可能性が極めて高い。技術委員会として EFRAG（欧州財務報告助言グループ）が 2001 年 6 月に設立され、現在、既存の IAS 承認に関する勧告の準備を進めている。IAS の正式な承認は本年末頃に行われる予定である。

完全な時価評価については、欧州委員会は（完全な）時価評価に関する共同作業部会の標

準草案への対応の中で、かなりの進展と実地試験が、特に時価評価方法の適切性と信頼性に関して必要であることを強調した。完全な時価評価は長期的なプロジェクトと見なすべきであり、短期間での標準の作成は困難である。

10. 財政の共通化

1. 勧告の総括

EUJBDRT は、直接税制の分野において財政の共通化に向かう努力を一層重ねよう、欧州委員会に要請する。また、その実施に向けて求められる諸段階についても、それぞれの時機を明確にすべきである。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会がその 2001 年 5 月付けの通知「欧州連合の租税政策—今後数年間における優先事項」(COM(2001)260 最終版)の中で明言している通り、同委員会の見解では加盟各国の税制を一律にする必要はない。共同体規則を遵守する限り、加盟国は自国が最も適切と考える税制を、その好みに応じて自由に選択できる。個人所得税に関する限りでは、欧州連合が現在よりも高い統合のレベルに達したとしても、その判断は加盟国に任される。ただし、加盟国は、EU 域内における非差別と労働者の自由な移動に関する基本的な条約の原則を守らなければならない。更にこの分野においても、国境を越えた状況における差別を防止するために、あるいは 4 つの自由の行使に対する障害を除去するために、各国の税制を調整する必要が生じるかもしれない(従業員年金の税制上の取扱いが、この点に関する良い例である)。

自動車税の税収基盤に対する直接課税の場合には、ある程度の調整の必要性が既に認識されている。いわゆる「税制パッケージ」は、実施されている税制調整の良い例である。税制パッケージは、貯蓄所得の課税に関する指令、事業税に関する行動規範、および利息やロイヤルティに関する提案指令で構成されている。

EC 条約(第 94 条)は、「共通市場の確立や機能に直接影響を及ぼす」直接税規則の「近似化」について規定している。税制パッケージに関する作業は上首尾に進行しているようであるため、欧州委員会は加盟諸国の主権を尊重しつつ、特に企業課税の分野において域内市場の直接税に関わる障害と取り組むために他に何かできないかどうかを検討している。2001 年 6 月の経過報告書において予測されていた通り、欧州委員会は、EU における企業課税の包括的な調査を先頃完了している。同調査の結果が、本経過報告書の第 4 項目(「合併に関する指令」)、第 1 項目(「連結税制」)、および第 2 項目(「移転価格税制」)に対する当方の見解において概説されている。

3. 今後の実施見通し

欧州理事会は、遅くとも2002年末までには税制パッケージに関する最終合意に達することを約している。

企業課税については、第4、11および12項目に対する見解を参照されたい。

11. 連結税制

1. 勧告の総括

欧州共同体における企業課税の包括的な調査が、将来的に財政の近似化を達成するための1つのステップとして実施されており、その結果が9月までに発表される予定である。同調査の結果予測に関する発表も歓迎すべきである。

税務上中立的な合併や現地の企業再編を認める税制を促進する。

2. 実施された措置およびその現状

本項目はとりわけ、欧州委員会の（専門的）調査である「域内市場における企業課税」（SEC(2001)1681）において分析され、同委員会の（政治的）通知である「税制上の障害のない域内市場に向けて－EU規模の活動に向けた連結企業税基盤を企業に提供するための戦略」（COM(2001)582）でも取り上げられている。

当該通知の中で、欧州委員会は、域内市場における様々な税制上の障害と取り組むための方法として**単一の共通法人税基盤**を支持し、以下4つの異なるモデルを検討している。

- ・ 母国課税（HST）
多国籍グループは、その本部が所在する加盟国の規則に従って、その連結税基盤を計算することを選択できる。
- ・ 共通連結基盤課税（CCBT）
多国籍グループは、EU規模のまったく新たな再編規則に従い、その連結税基盤を計算することを選択できる。
- ・ 欧州法人所得税（EU CIT）
法人税が欧州レベルで課税され、その税収が（少なくとも部分的に）EU予算に繰り入れられる。
- ・ 既存の税基盤の強制的な共通化
各国の法人税制を継続しつつ実施される上記3つの選択肢とは異なり、この手法のもとでは、EUの全ての企業がその連結税基盤を共通化された規則に従って計算することになる。

以上の全ての選択肢が、EU規模の活動に対する単一の税基盤の使用可能性を企業にもたら

すことになり、EU CIT を除く全ての選択肢について、加盟国間での税基盤／税収の割当のメカニズムが必要となるだろう。おそらく EU CIT 以外の全ケースにおいて、加盟諸国が税率を設定することになる。こうしたアプローチには賛否両論がある。

企業の EU 規模の活動に共通の連結税基盤を設けるとの考えを進める可能性について、2002 年 4 月 29 日および 30 日にブリュッセルで開催される「企業課税に関する欧州会議」において検討される予定である。同会議後に欧州委員会は、適切な調査、小規模な作業部会などによって、根底にある技術問題のフォローアップを行うことにしており、その進捗状況について 2003 年中に報告することを約している。

国境を越えた損失の補填（あらゆる連結制度の本質的な特徴の 1 つ）に関しては、欧州委員会は国境を越えた損失の相殺に関する指令の旧提案を撤回しており、2002 年以降に加盟国およびその他の関係者とこの問題に更に取り組むための技術的可能性に関する諮問会議を招集する予定である。上記のより包括的な解決の進展と平行して、欧州委員会はデンマークモデルを特に検討し、2003 年末までにこの分野におけるデンマークの法制化の計画に関する報告を行うことにしている。デンマークの「共同課税制度」は、子会社と支店の（黒字および赤字の）業績の包括的な連結に、實際上極めて近いものとなっている。この点については、以下のウェブサイトに変更する詳細が示されている。

http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/taxation/company_tax/index.htm

国境を越えた合併や再編業務に関する税金の減免措置の可能性については、第 4 項目（「合併に関する指令」）に対する見解も参照されたい。

3. 今後の実施見通し

上記のイニシアティブが本格的に効果を発揮するまでにはある程度の時間を要すると思われる、その成功のためにどのようなフォローアップ措置が更に取りられるのかを正確に示すには時期尚早である。

12. 移転価格税制

1. 勧告の総括

EUJBDRT は、国際取引において共通して行われている移転価格慣行を基盤とする標準規則の導入を支持する。効果的な APA 制度のより広範囲の導入が奨励される。EU および日本は、将来的な世界規模モデルの促進を目指して、まずは両者間で統一の規則について合意すべきである。事前価格合意（APA）制度の標準化においては、納税者の利用できる情報に基づく移転価格計算手法を定めること、および APA が税務監査よりも優先されることを明確化することが重要であろう。

OECD は、CPM 手法などの客観的な情報に基づく簡単な計算を可能にすることにより、各国が一律に APA を実施するのを助けるために、APA 指針を確立すべきである。日本政府と欧州委員会は OECD において上記の活動に従事し、日本と EU の間での APA 合意を進めるために積極的に行動すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会の通知「税制上の障害のない域内市場に向けて」（COM(2001)582）を受けて、同委員会は現在、加盟国の専門家や企業人と協力して EU 共同移転価格フォーラム（JTTPF）の設立を進めている。同フォーラムは 2002 年 9 月に最初の会合を行う予定である。フォーラムの全体目標は、EU 内における移転価格税規則適用の統一化の促進であるが、税務当局の移転価格受諾可能性の確率を高めることも、協議すべき事項の 1 つとされるだろう。これには特に、APA 制度の利用可能性が含まれる。

3. 今後の実施見通し

JTTPF の作業は、OECD 指針の枠組内で EU 加盟諸国に適用できる実際的な非立法上の解決を求めることを重点とするであろうが、この作業の成果として、日本との合意に向けた堅固な基盤が形成される可能性を有する。同様に、EU は日本とともに関係する OECD 協議において主導的役割を果たせるものと思われる。

13. 電子商取引課税

1. 勧告の総括

電子商取引の課税規則は、電子商取引の拡大を保護する最良の手段、特に中立性、簡索性、公平性、効果性、国際的協調性、および一貫性の原則を確実に維持するための最良の手段に関して、OECDにおける国際的合意に基づいて作成されなければならない。

OECDでの協議を更に進め、公平な課税規則を日本、EUおよび米国を含めて国際的に導入すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会および加盟国は、日本、米国その他の貿易相手国と協力して、1998年のオタワ閣僚会議で合意された電子商取引課税に関する国際原則の実施に関する作業をOECDで進めている。

こうした問題についてかなりの進歩が引き続き見られている。2001年にはOECDの財政問題に関する委員会が経過報告書「電子商取引の消費税について」¹⁰を採択し、こうした原則を加盟国はいかに実施すべきかの指針について合意された。

電子商取引の課税に対する公平かつ一貫したアプローチを確保するには更に綿密な作業が必要と思われ、このことはOECDの現在の作業計画にも反映されている。日本およびEUはともに積極的かつ建設的な役割を果たし続けており、OECDはこのプロセスにとって適切な国際フォーラムであると考えている。

3. 今後の実施見通し

VATなどの消費税に関する限り、オタワ原則は一部の電子的に提供されるサービスの課税に関してEUの規則には一定の欠陥があることを示していた。これらの欠点は欧州の事業者競争上の不利益を与えているため、修正が必要である。

本年2月、EU各国の財務相は第6VAT指令に必要な変更について政治的合意に達し、EUの課税規則がOECDの原則と矛盾しないよう取り計らいつつ、非居住者事業に対する多数

¹⁰ <http://www.oecd.org/pdf/M00022000/M00022378.pdf>

の促進手段が採択された。

これらの変更内容は、今後数ヶ月のうちに正式に採択される予定であり、CFA によって合意された前述の実施指針に完全に準拠したものとなっている。

EU によって採択されている措置は、GATS 規則（こうした変更によって、一部の諸国群のサービスやサービス供給業者が、他国の類似のサービスやサービス供給業者と比較して有利になるように競争条件が修正されることがあってはならないと規定している）にも従っている。

14. IMT2000 標準化

1. 勧告の総括

IMT2000 に基づくサービスの開発。こうしたサービスが欧州と日本の双方において開始されることが極めて重要である。従って、欧州各国および日本双方の政府が開始に必要な措置を取ることが期待される。国際ローミング分野における民間部門間の協力も期待される。更に、欧州および日本による次世代モバイルネットワークの開発に向けた共通の基本原則の確認も重要とされる。

情報社会と電子商取引の発展。IMT-2000 標準化の成功に基づき、日本及び欧州の産業界は、世界的に共通化された標準の確立を主導的立場で更に進めるべきである。

グローバルレベルでの電子商取引・情報社会推進の最重要ツールの 1 つが、固定および移動体通信両方の領域で使用するブロードバンド・アクセス・テクノロジーである。世界標準の開発と実施はこの分野を優先して行われるべきである。更に ITU 改革の観点から、世界的に適用可能な技術標準の開発に向けた代替策についての検討を要する。

2. 実施された措置およびその現状

複数の新しい仕様が発表され、移動体通信を世界規模で大幅に促進する計画が確認されている。

IMT2000 に基づくサービスの開発については、ロケーションサービス (LCS) の仕様がまもなく完成する。これらの仕様により、通信業界には、あらゆる高度移動体通信システムにおいて顧客にロケーションベースのサービスを広範囲に提供する手段がもたらされる。欧州委員会の支援を受けた作業部会が、その技術面および規制面の詰めの作業を行っているところである。

情報社会と電子商取引の発展に関しては、高速アクセスの仕様が、ETSI もその一員である 3GPP グループ (第三代パートナーシップ・プロジェクト) によってまもなく完成される。その名が示す通り、端末へ高速でデータが配信されるため、効果的なマルチメディア機能を要するユーザが、これまでは不可能だったデータ速度による恩恵を確実に受けることができる。

同様に、3GPP グループは、インターネット機能から IMT2000 ユーザがより多くの恩恵を受けることを可能にする仕様の開発に関する計画があることを確認した。インターネット・マルチメディア・システム (IMS) は、ユーザ、通信事業者およびサービスプロバイダーに、インターネット本来のサービス機能をもたらすことになる。例えば、インターネットへのアクセスやマルチメディアコンテンツなどである。

欧州標準化組織によって、複数のメーカー参加による試験が行われている。

3. 今後の実施見通し

パイロット・プロジェクトが複数の場所（マン島など）で実施されている。通信事業者は、そのネットワーク・インフラストラクチャ構築計画を重点的に進めている。欧州委員会は、欧州および国際レベルでの標準の開発を支援している。

15. 自主基準の共通化

1. 勧告の総括

国際標準の作成に向け詳細な方針が確立された今、EU-J BDRT として複数の国際標準化組織（WTO/TBT 委員会においてオブザーバーとされている組織など）と向き合い、TBT 委員会の定めた方針や手順をいかにして遵守しているかを問うのも興味深いことと思われる。

この分野で次に重要な事項（すなわち国内標準と国際標準との擦り合わせ）については、EU-J BDRT は、EU-ASEM 貿易促進行動計画の枠内で実施されている調査を奨励し、できればその結果を利用するのがよいだろう。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会では、国際標準についてWTOの受け入れた方針に基づき、かかる方針を周知させ、国際標準化に関する欧州の方針原則（2001年7月26日付けSEC(2001)1296）に組み入れることを目的として、文書を作成した。同文書は他のWTOメンバーにも公開されている（2001年10月8日付けG/TBT/W/170）。国際標準化組織がこうした方針にいかん準拠しているかにEU-J BDRTが関心を示していることは、喜ばしいことである。この点に関しては、これまでのWTO/TBT委員会オブザーバー組織の発表に注目している。

欧州委員会の文書では、国内標準と国際標準の擦り合わせが重要であること、および国際標準と矛盾する国内標準を撤回することが有効であることが強調されている。ただし、この方針はケースバイケースで適用すべきである。というのも、国内法で定められた健康や環境の保護などの合法的な目的を満たすために国際標準側の修正を要するケースもあるからである。そのため、国際標準の仕様に関する部門毎の検討は有益であろう。EU-ASEM貿易促進行動計画（TFAP）は、電気の安全性、機械の安全性、医療機器およびゴム製品の分野において、またIT設備のEMCを対象に、このような検討を始めている。国内標準が対応する国際標準とどの程度一致しているかを検討することに加えて、国内標準と関係やつながりがあると思われる国内技術規則に関する情報も扱われる。この部会の作業を、一般市民、特にこの点に関心のあるあらゆるビジネス界と協力して行うことが決定されている。

3. 今後の実施見通し

国際標準化の方針に関しては、政府の機関である国際標準化組織とは別に、民間の国際標準化組織、特にISOとIECは業界からの参加を基盤としている点に留意しなければならない。だからこそEU-J BDRTメンバーは、これらの方針の遵守に関して積極的な役割を果たすことができるのである。

国際標準との擦り合わせに関し、EU-J BDRTは国際標準の適用によって技術規則を収束できると思われる部門の特定を手助けできるだろう。このように、国際標準化との擦り合わせは、不必要な技術規則の回避にも役立つ。これに向けて欧州委員会は、標準と準拠性の評価の貿易面に関わる手段のツールボックスに関する文書（2001年9月28日付けSEC(2001)1570）を作成した。

16. 先願主義対先発明主義

1. 東京勧告の総括

作業部会3「標準」はまだ勧告を仕上げていないが、勧告内容を煮詰めるための新たな専門部会の設立を既に提案している。

2. 実施された措置およびその現状

米国を除く世界の大半の諸国が、最初に申請を出した者に特許を認める「先願主義」の原則を適用している。EUおよび日本も「先願主義」を採っている。WIPO-SPLT（実体特許法条約）の枠内において、猶予期間に関する継続協議との関わりでこの問題が取り上げられる可能性がある。更に、米国特許庁のローガン長官は2002年3月26日に、世界共通の特許制度を確保するために特許申請の決定に関して「先発明主義」を見直す用意があると述べている。

3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、作業部会が発足してこの問題に関する勧告が出されるのを心待ちにしている。

17. 相互承認協定 (MRA)

1. 勧告の総括

MRA ができるだけ早急に実施されるよう取り計らうこと。

2. 実施された措置およびその現状

MRA は 2002 年 1 月 1 日に発効し、18 ヶ月の移行期間の設けられた医薬品 GMP の場合を除き、全ての分野別附属書が実施段階に入っている。

MRA ができるだけ早期に実施されるよう取り計らうために、複数の措置が取られている。EC および日本は、電気通信と無線設備および電気製品の相互の規制制度に関するセミナーをそれぞれに実施した（2001 年 12 月 19～21 日、東京；2002 年 2 月 26～27 日、ブリュッセル）。GLP の検査と監視の EU システムに関するセミナーも 2002 年 1 月 24 日から 25 日に東京で催された。また、規制当局間でも多数の会合が行われている。医薬品 GMP 附属書の実施に必要な信頼の獲得作業も、2002 年 2 月 5 日から 6 日にロンドンで、3 月 14 日から 15 日に東京で会合とセミナーが開催されたのを皮切りに、幸先の良いスタートを切っている。

MRA に基づいて設立された共同委員会 (JC) は、その第一回会合を 2002 年 3 月 5 日に東京で行った。同会合は建設的かつ楽観的な雰囲気の中で行われ、多数の重要事項について合意された（手順に関する規則、適合性評価機関 (CAB) の登録方法、確認済み試験所のリスト交換方法、および医薬品 GMP 小委員会の設立についてなど）。EC は、次の JC 会合を 2002 年 9 月にブリュッセルで行うことを提案している。

3. 今後の実施見通し

電気通信設備および電気製品に関する分野別附属書の適合性評価機関 (CAB) の指定を行う用意がこれで整ったと言える。更に、EC および日本は 2002 年 6 月末までに、化学薬品 GLP に関する分野別附属書の確認済み試験所リストの交換も行う予定である。従って、こうした試験所からの試験報告書が当事者によって受け取られることになる。同リストはその後毎年交換される。

電気通信および無線設備に関し、EC は MRA の結果として導入された日本の表示要件に対

する懸念を表明している。日本は、EU の CAB によって認定された製品向けに識別マークを導入した。だが EC は、2 種類のマークの必要性を認めておらず、逆に消費者の誤解を招くばかりか、日本の規則の実施にも役立たないと主張している（CAB の識別番号は既に製品上に表示されている。）

医薬品 GMP の分野別附属書に関しては、EC および日本は 18 ヶ月の移行期間中に両当事者の GMP 検査システムに相当するシステムを再確認するために、準備段階に必要な作業の計画と実施を開始している。また、準備段階と実施段階の活動を監視することを主な任務とする小委員会の設立が進められている。

18. 医療機器の相互承認協定 (MRA)

1. 勧告の総括

MRA をさらに多種類の製品（特に医療機器）に、またより多くの諸国へ適用するよう努力する。

画像診断用装置を、2003 年までに完了することを視野に入れ、MRA 試験調査に用いるべきである。GHTF プロセスと ISO 標準を最大限に利用しなければならない。

2. 実施された措置およびその現状

2001 年 3 月 4 日に署名された EU-日本 MRA の本文には、下記の通り宣言文が添付されている。

「本協定に基づき、日本国政府および EC は、協定の発効日から 2 年の間に、協定の対象部門を更に拡大するための交渉を開始する。特に日本国政府および EC は、同期間内に医療機器および加圧装置についての交渉を開始する意志があることを表明する。」

3. 今後の実施見通し

現時点で重要なのは、2002 年 1 月 1 日に発効した MRA を確実に実施し、できるだけ早急にその完全な運用を図ることである。

MRA の対象範囲の拡大については、以後、早期の適切な時期に検討される。これに備え、欧州委員会は産業界からのあらゆる進言を歓迎する。ただし、産業界には、この部門におけるその他の MRA の経験から、同部門での MRA の交渉と実施は複雑であり、多くの時間を要するとの認識が必要である。

19. ローカル・ループ・アンバンドリングと時間制相互接続料金

1. 東京勧告の総括

既存「地域」事業者の市内電話線網への競争力ある複数のサービスプロバイダーによるアクセスは、妥当な価格である限りにおいて、サービス革新をもたらす1つの方法となる。これは、ローカル・ループへのアンバンドル化されたアクセスやコスト重視型の時間制相互接続料金という形で実現できる。

2. 実施された措置およびその現状

ローカル・ループ・アンバンドリングに関する規則 EC No. 2887/2000

- ・ 欧州理事会および欧州議会の規則に関する欧州委員会提案：2000年7月12日
- ・ 産業界による採択－エネルギー委員会、2000年12月5日
- ・ 2001年1月2日発効

ローカル・ループへのアンバンドル化されたアクセスに関する勧告 C (2000) 1059

- ・ 勧告：2000年4月26日

ローカル・ループへのアクセス提供に対する競争ルールの適用に関する欧州委員会通知 C (2000) 237

- ・ 通知：2000年4月26日

3. 今後の実施見通し

全体として EC は、規制パッケージの実施に関する第7次報告書の中で次のように記している。「ローカル・ブロードバンド・アクセス、特に高速インターネットアクセスを可能にするローカル・ループ・アンバンドリングに関する規則の実施。欧州委員会はその進捗状況に満足しておらず、各国の規制当局による実地の監視に基づき、期限と確実な罰則を結び付けることによって、このプロセスを迅速化すべきだと考える。また、規制当局は新規参入者に対し非差別的な条件で卸売 DSL が提供されるよう取り計らう必要があると考える。」

規制パッケージの実施に関する第7次報告書発行後の2001年12月に、欧州委員会は、競合企業にローカル・ループへのシェアードアクセスを確保できなかったことを理由に、ギリ

シャ、ポルトガル、およびドイツに対する違反の訴訟手続きを開始することを決定した。欧州議会と欧州理事会によって 2 年前に採択されたローカル・ループ・アンバンドリングに関する規則は、ローカル・ブロードバンド・アクセスの提供に対する競争を高めることを目的としていた。同規則に基づく選択肢の 1 つは、新規参入者は市内電話線網を介してブロードバンド・アクセスのための「DSL」（デジタル加入者線）サービスを提供し、その一方で既存地域事業者は同じ接続網を介して引き続き音声サービスを提供するという方法（「シェアドアクセス」）である。

EC は最近になって、ギリシャとポルトガルに対して係争中の訴訟手続きについて、両加盟国はシェアドアクセスに関する規制要件を満たしている点を考慮し、これを取り下げることと決定した。ドイツについても、実施されている措置の第一回評価を行った結果、違反は解消されたと見なし、まもなく訴訟手続きを取り止める予定である。

しかしながら、ブロードバンド・アクセスにおける競争を更に高めるための努力の一環として、2002 年 3 月 20 日に更なる法的措置が規則の別の側面に関して起こされた。ローカル・ループ・アンバンドリングに関する規則に関連して、新たな違反の訴訟手続きをドイツ、フランス、アイルランド、オランダおよびポルトガルに対して起こすことを欧州委員会は決定したのである。この措置が取られた理由は、既存の地域事業者の基準的オファーに不備がなく、十分な詳細が記されるように各国がその取り計らいを怠ったからである。

このようなオファーは、競合企業が必要分に対してのみ支払いを行えるよう十分に個別化されているべきであり、特に事業者が市内交換局よりも顧客の敷地に近い地点に設備を設置できるよう、サブグループの価格の内訳が示されていないからである。

欧州委員会は、バルセロナの欧州サミットで再確認された目標である「ローカル・ブロードバンド・アクセスにおける競争」を確実に促すために、加盟国が適切な措置を取っていない場合には行動を起こすとの約束を、再度果たそうとしているのである。

ローカル・ループ・アンバンドリングに関する規則は全加盟国に直接適用されるため、関係者は誰でも、この規則の違反に関して国内の裁判所で訴訟を起こすことができる。また、この規則は規制当局に対し、通知を受けた事業者が規則に基づきその義務を果たすよう取り計らうようにも求めている。訴訟手続きを起こされた先の 5 つの加盟国（ドイツ、フランス、アイルランド、オランダおよびポルトガル）の場合には、既存の事業者の RUO が、特にローカル・サブグループに関して十分に個別化されるよう取り計らうための十分な措置が取られていなかった。

20. GBDe 支援

1. 勧告の総括

GBDe は、電子商取引の分野で広範かつ貴重な政策の勧告や指針を出しており、EU-日本ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルのメンバー企業の多くが既にその内容を支持している。メンバー企業にとっては、ラウンドテーブルの枠組内で同種の作業を重複して行うよりも、GBDe の活動を支援し、その活動が EU、日本双方に関わる問題を十分に反映するよう取り計らうことの方が適切であると思われる。

2. 実施された措置およびその現状

第3回 GBDe 年次会議が 2001 年 9 月 14 日に東京で行われた。その席で GBDe は下記勧告を行った。すなわち、消費者の信頼、収束、文化の多様性、サイバー倫理、サイバー・セキュリティ、デジタルブリッジ、電子政府、IPR、インターネット支払い、課税、貿易/WTO に関する勧告である。

GBDe は 2002 年に、以下の分野の作業部会を設立した。すなわち、消費者の信頼（個人データの保護、ADR およびトラストマーク、インターネット支払い）、収束、サイバー・セキュリティ、デジタルデバイド、電子政府、IPR、有害なインターネットコンテンツへの取組みである。

3. 今後の実施見通し

GBDe は各国政府と協力して擁護活動を続けている。GBDe 指針は参考指針として益々多くの政府や国際組織に利用されている。また、GBDe は、国際消費者機構との間で、消費者の信頼に関する指針（ADR およびトラストマーク）について合意に達するための努力を行っている。

欧州委員会は GBDe メンバーに対し、特に 2001 年 11 月にベルリンで行われた担当者会議において、GBDe メンバー間での指針準拠の可能性について検討するよう促した。

例年通り、欧州委員会は GBDe に対し、勧告への対応を記した文書を提示することになっている。同報告書は 2002 年 5 月に発表される予定である。

GBDe と EU 機関間の専門家レベルの会合が、GBDe 作業部会の現状について協議し、2002 年 10 月にブリュッセルで開催予定の次の GBDe 会議に向けての準備を進めるために、2002 年 5 月末に行われる。

21. GBDe：著作権侵害の場合の通知および除去手続き

1. 勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、著作権侵害の場合の通知および除去手続きに関する GBDe の作業を支持する。

2. 実施された措置とその現状

IPR 責任を対象とする著作権侵害の場合の通知および除去手続きに関する GBDe の合意済み勧告が 2000 年 9 月のマイアミでの GBDe 会議で出された後は、この分野での GBDe による作業は何ら行われていない。

3. 今後の実施見通し

欧州委員会は GBDe に対し、電子商取引に関する指令に従い、インターネット責任のあらゆる側面を対象範囲とする通知および除去手続きの作成に対する水平的なアプローチについて検討するように求めている。

22. GBDe : トラストマーク計画

1. 勧告の総括

EUJBRD は、マイアミ会議で合意されたトラストマーク指針に準拠するトラストマーク計画の支援システムを開発するよう GBDe に奨励することを勧告する。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会は、トラストマーク指針の支持と準拠に向けた GBDe システムの開発に関する EUBJRD 勧告を歓迎しており、引き続きGBDe に対しかかるイニシアティブを検討するよう促している。

3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、トラストマーク指針の支持と準拠に向けたシステムを開発するよう、GBDe を引き続き促すことにしている。この事項に関する GBDe との更なる協議を、2002年5月末にブリュッセルで行われる EU-GBDe 専門レベル会合の枠内で行う予定である。

23. GBDe : 市民提言活動グループ

1. 勧告の総括

EUJBDRT メンバーは市民提言活動グループの作業を支援し、政府および超国家機関に対する提案に GBDe の立場を反映させていく。共通作業グループのメンバー形式を取った正式な連絡組織が、EUJBDRT と市民提言活動グループの間で、もしくはこの二者の事務局を通じ、創設される可能性がある。

2. 実施された措置およびその現状

GBDe および欧州委員会は、GBDe メンバーと政府代表者間の対話を促進する努力を奨励している。

3. 今後の実施見通し

GBDe は 2002 年に、その勧告に対する政府の書面でのコメントを要請したり、政府高官との専門家会合（2002 年 5 月末にブリュッセルで開催予定の会合など）を企画することによって、支援獲得の努力を強化している。

24. GBDe : IPR 保護

1. 勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、GBDe の IPR 保護活動を支援し、IPR を保証するための初めての具体的な手段として、デジタルネットワークを介して配信されるあらゆるデジタルコンテンツと結び付いた独自の ID コード（欧州では INDECS、日本では eIDF）の実施を促進したい考えである。

2. 実施された措置およびその現状

2001 年 9 月の東京会議で発表された GBDe の IPR 勧告は、インターネット上でのデジタルコンテンツの保護への技術的手段の活用を促進することを目的としていた。GBDe は、この分野での標準的なコンセンサス技術について合意するための努力過程において、部門を超えた業界規模での議論、開発、交渉を奨励するよう求めた。更に各国政府に対し、オープンかつグローバルで共通化された技術的なコンテンツ保護標準の作成を促進するよう要請した。

3. 今後の実施見通し

GBDe の IPR 作業部会は、2002 年のブリュッセル会議に向けた準備作業を引き続き行っている。

欧州委員会は、関係する様々な産業部門間の合意プロセスを促進するために、デジタル著作権管理（DRM）に関するワークショップを 2002 年 2 月 28 日に開催し、複数の GBDe メンバーが参加した。GBDe の勧告に従い、DRM 分野での部門間合意を促進するプロセスを、2002 年にも欧州委員会は引き続き支持することになっている。

25. 電子署名

1. 勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、欧州各国および日本の政府に対し、国際的に認知された電子署名および捺印の実施に向けて、産業界共通の枠組についての定義を進めるよう求めている。このような枠組の設定は、グローバルな認証サービスの共通化と複数領域への適用に向けた第一歩ともなる。欧州および日本のビジネス界と政府はこのようなイニシアティブを通じ、認証へ向けたグローバルな手法の確立に多大な貢献をすることができる。

2. 実施された措置およびその現状

電子署名に関する**指令 1999/93**の主な目的は、電子署名と電子認証サービスの欧州規模の枠組を確立することである。同指令は、指令に規定された条件を満たす電子署名が、自筆の署名と同様に法的に認められるよう取り計らうことを目的としている。

指令（第7条）は、**第三国の証明書の法的認定に関する非差別原則**の規定を含んでいる。また、証明書や認証サービスプロバイダーについては、共同体と第三国または国際組織との間の**二カ国間または多国間協定**における認定が可能だとしている。

3. 今後の実施見通し

以下の措置が取られるべきである。

- 法制化の範囲と標準化の問題に関する**情報交換**
- 最初の調査の結果としての、ニーズ特定のための国際レベルでの**作業部会の設立**（ビジネス界、産業界、利用者の代表および標準化組織との協力による）
- 電子署名の国際間での使用を促進するという目的の範囲内で、**電子署名の相互承認**に関する可能性の検討

26. ビジネスモデル特許

1. 勧告の総括

各国政府は、特にこの主題の新規性と不明瞭性について正確な調査を試みるべきである。各国政府は国際的な調整を促進し、これまでに特許が与えられたビジネス手法例のデータベースを保守する必要がある。

ビジネス界は、企業活動分野での特許許諾例に関する情報を提供し、各国政府に協力すべきである。

各国政府とビジネス界は、電子商取引の発展を妨げることなく正当な特許権保持者を保護するあらゆる解決策について、協議すべきである。

2. 実施された措置およびその現状

欧州委員会は、2002年2月20日にコンピュータを用いた発明の特許可能性に関する共通化指令の提案を採択した。欧州委員会は、この問題を特にビジネス手法特許に的を絞ったイニシアティブとしてではなく、ソフトウェアを使用して行われた発明に関する問題の一部として扱うことを選択した。

提案はその中心的前提として、特許許諾には、先端技術に対して非自明の技術的貢献を果たすことが必要であるとしている。その貢献が非技術的な性質のものに限られる発明（例えば、新しいビジネス手法に関わるものなど）は、進歩性が欠けているために無効とされることになる。欧州委員会は、技術的特徴のないビジネス手法については、それがコンピュータによるものかどうかに関わらず、特許許諾されるべきとは考えない。

欧州委員会は、この提案の採択が今後の多国間交渉にどのような影響を及ぼすかについて日本政府と検討を行う用意がある。

3. 今後の実施見通し

提案の実施に先立ち、欧州議会並びに欧州理事会加盟諸国による協議・合意を要する。その上で各国にて法制化されるべきである。この過程にどの程度の時間を要するかを評価するには時機尚早であるが、かなりの時間を要することにはなりそうである。

27. WTO 新ラウンド

1. 勧告の総括

物品とサービスの貿易を更に促進し、WTO の規則と規律の改善、強化、拡大を行うという目的を達成するためには、WTO の枠組内において野心的かつ広範囲の新ラウンド交渉をドーハで開始することが極めて重要であると EUJBDRT は考える。WTO は、グローバリゼーションと持続可能な開発の貿易面での問題に取り組むための適切な枠組であると見なされる。

新ラウンドに対しては以下が求められる。

- － 本来のアジェンダ（農業とサービス）、市場アクセス、投資、貿易の促進、政府調達（協定範囲の拡大と透明性の向上）、貿易と競争、貿易と環境、および反ダンピングなどに関する規則の改善、明瞭化および強化など、多数の問題を対象範囲とすること
- － WTO 加盟国を最大数まで対象範囲に含められるよう、投資と競争の規則に対して、多国的かつ柔軟性のある手法を用いること
- － 電子通信を含めた電子商取引関連サービスにおいて、効果的なサービスの実施とサービス内容の拡大を奨励し、法的確実性を高める目的で電子商取引に関する規則作成作業をさらに進めること
- － WTO 全加盟国の明らかな利益となるよう、特に開発途上国の優先事項とニーズを考慮して、入念に準備されること
- － WTO 内外の透明性拡大の問題に取り組むこと

新たな交渉を無事に開始させるために、EUJBDRT は欧州委員会および日本政府に対し、信頼とコンセンサスの獲得に向けた活動を引き続き行うよう求めている。これは、均衡の取れた十分に広範囲にわたる手法の確立に向けて、あらゆる関係者において両者は可能な限り最高の仲介者であると思なされているからである。

2. 実施された措置およびその現状

WTO のもとでの貿易交渉の新ラウンドがドーハで開始された。第4回閣僚会議の結果として、均衡の取れた幅広いアジェンダ（ドーハ開発アジェンダ DDA）が、あらゆる WTO 加盟国の本質的な利益を考慮して作成されている。DDA は、市場アクセスと規則関連事項の両方を対象としており、WTO 加盟国の技術支援に向けた強固な取組みを特に強調するなど、

開発途上国の懸念を強く反映したものとなっている。市場アクセス、規則、農業、サービス、TRIP、および環境などの事項については、交渉グループまたは特別セッションでの交渉が直ちに開始される。シンガポール問題などの一括受諾方式問題については、該当するWTO委員会（投資、競争、調達）において、また物品の貿易に関する理事会の特別セッション（貿易促進）において作業が行われる予定である。こうした問題に関する交渉は第5回閣僚会議後に開始される。

プロセスの面で、EUと日本はドーハへの準備作業において十分な協力を進めてきた。両者が継続的に行った連携活動は、包括的なラウンドへの開発途上国の支持の取付けに役立ち、同閣僚会議の成功にも大きく貢献した。前回のEU-日本サミットにおいて、両者は会議の成果とその主要目標の達成を祝した。

ドーハ以降、あらゆる交渉問題について、平等な待遇に関する作業がすぐにも開始されるよう、交渉の機構を整えるために必要な決断が下された。

3. 今後の実施見通し

EUは、合意済みの3年という期間内に野心的な貿易ラウンドを決着させるつもりである。2005年1月1日に設定された期限を守りやすくするためにも、メキシコ主催の第5回閣僚会議を2003年末までに十分な時間を置いて開催すべきである。その開催日までに、あらゆるDDA問題について目に見える成果が求められる。そのためには、WTO加盟のその他の先進国および開発途上国との対話と連携を引き続き進めなければならない。EUは、その全ての貿易相手国と建設的な作業を進めるつもりであり、当然ながらEUJBDRTは、日本に対してもEUと実りある協力を進め、交渉に前向きな姿勢で臨むことを期待する。また、EUと日本が交渉におけるEUJBDRTの努力を支援すべく、ビジネス界にも引き続き目を向けていくものと確信している。EUは、シンガポール問題を含め、あらゆる課題の均衡の取れた平等な取扱いを確保するために全面的な提案を行うことにしている。ラウンドの成功と、交渉に対する開発途上国の継続的な支持と建設的なアプローチを確保するためには、アジェンダの開発側に対してなされた約束を実体のあるものとすることも非常に重要である。従って日本とEUは、開発途上国向けの貿易関連の技術支援と能力育成を促進するために、更なる措置を取ることを検討しなければならないだろう。